

第2章 環境に関連する動向

1 環境を取り巻く社会情勢

前計画の計画期間（平成18年度から平成27年度まで）の国内及び国際動向について以下にまとめます。

「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されるとともに、近年は、「エネルギー」や「低炭素」に関する動向は流動的となっています。

また、「生物多様性」、「環境教育」に関する動きにも留意する必要があります。

年度	主な国内動向	主な国際動向
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）改正（容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> EUのRoHS指令施行（電子・電気機器における特定有害物質の使用制限）
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）改正（食品循環資源の再生利用等を一層促進） 	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第4次評価報告書発表
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律改正（地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大） 生物多様性基本法、エコツアーリズム法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の第一約束期間開始
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）改正 	<ul style="list-style-type: none"> 国連気候変動サミット開催 COP15開催（コペンハーゲン合意に留意）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国際生物多様性年 COP16開催（カンクン合意）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> COP17開催（ダーバン合意）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 第四次環境基本計画の閣議決定 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）施行（低炭素まちづくり計画の策定など低炭素社会を促進） 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催

年度	主な国内動向	主な国際動向
平成 25年度	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正 循環型社会形成推進基本計画（第三次循環基本計画）の閣議決定 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀に関する水俣条約採択
平成 26年度	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正 	<ul style="list-style-type: none"> I P C C 第 5 次 評 価 報 告 書 統 合 報 告 書 の 公 表
平成 27年度	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法の改正 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> C O P 2 1 開 催（パリ協定採択） 国連サミットで S D G s 採択

また、本計画のこれまでの計画期間（平成28年度から令和元年度まで）の国内及び国際動向として、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「パリ協定」が発効するとともに、近年は、「気候変動への適応」や「廃プラスチックによる海洋汚染問題」等が大きな問題として取り上げられています。

年度	主な国内動向	主な国際動向
平成 28年度	<ul style="list-style-type: none"> 政府が2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。 2015年12月のCOP21で採択された地球温暖化対策の新枠組である「パリ協定」を批准した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年12月のCOP21で採択された地球温暖化対策の新枠組である「パリ協定」が発効（2016年11月4日）した。
平成 29年度	<ul style="list-style-type: none"> 環境省に「環境再生・資源循環局」が設置された。 国内希少種の指定からオオタカが解除された。 	<ul style="list-style-type: none"> トランプ米大統領がアメリカ合衆国の「パリ協定からの離脱」を宣言した。
平成 30年度	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村でも気候変動適応計画の策定を努力義務として定める「気候変動適応法」が制定・施行された。 	<ul style="list-style-type: none"> C O P 2 4 で パリ 協 定 の 本 格 運 用 に 向 け た 実 施 指 針 「カトヴェツェ気候パッケージ」が採択された。
令和 元年度	<ul style="list-style-type: none"> 資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、アジア諸国の輸入制限への対応等の課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示す、「プラスチック資源循環戦略」が策定された。 	<ul style="list-style-type: none"> G 2 0 大 阪 2 0 1 9 で 廃 プ ラ ス チ ッ ク に よ る 海 洋 汚 染 問 題 や 気 候 変 動 が 重 要 な 議 題 と し て 取 り 上 げ ら れ た。

(1) 低炭素社会に向けた法整備の推進

平成20年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成24年には「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下「エコまち法」といいます。）が公布され、低炭素なまちづくりに向けた取組が進められています。さらに、平成25年には、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）の改正が行われるとともに、全ての新築建築物の省エネ法適合義務化を令和2年までに実施する方向で検討が進められました。

また、近年、地球温暖化が原因とみられる日降水量100mm以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、今後は生態系や健康など広範囲への影響が予想（IPCC第5次報告書）されているため、市民・事業者をはじめとする全ての主体が地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に行動することが求められています。

「IPCC第5次評価報告書統合報告書」では、温暖化のリスクに対処し、影響を極力減らす適応策の取組が必要とされており、国では適応計画の策定を予定しています。

東日本大震災は、広範囲にわたる大津波の襲来による被害や原子力発電所の事故など、深刻な問題を引き起こしました。これにより、国はリスク管理の在り方とともに、震災前のエネルギー政策や地球温暖化対策を含めた環境政策の見直しを行っています。

令和2年12月には、政府が2050年の脱炭素社会の実現に向けた実行計画を取りまとめ、遅くとも2030年代半ばまでに乗用車の新車販売をすべて電動車にする、二酸化炭素を吸収する働きのある森林の整備や木材の利用の拡大を図るとともに藻場や干潟の造成や保全を進める、排出された二酸化炭素を回収し、燃料などに活用するカーボンリサイクルに取り組む等、14の分野で具体的な目標を設定し、達成に向けてあらゆる政策手段を総動員するとしています。

このことから、引き続き、国の動向に留意するとともに、地域における取組を着実に進める必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの推進

化石燃料系資源の枯渇や市場価格の変動、地球温暖化等を背景として太陽光、風力等の再生可能エネルギーの開発、利用が推進されています。特に、平成24年7月から開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電などが増加しています。

また、電力・ガスの小売自由化について、家庭用等規制が残る部分についても、平成28年に電気の自由化が、平成29年に都市ガスの自由化がなされました。

(3) 資源循環の質の向上

石油や石炭といった化石燃料系資源に限らず、希少金属や飲料水といった天然資源の枯渇が懸念されます。また、途上国が環境に十分配慮しないなかで急速に経済発展していることに伴い、資源消費量及び廃棄物の発生量の急増がみられます。さらに、化石燃料系資源や希少金属等をめぐる国際紛争がみられます。

資源やエネルギーを大量に消費する現状を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直す価値観や意識の変化が地球的規模でみられます。また、閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化の必要性がうたわれています。

一方で、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故による大量のがれきや放射性物質に汚染された廃棄物については、その処理を巡り大きな社会問題にもなりました。東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、環境面においても重視されるようになりました。今後は、環境面においても安全対策に対する認識や協力関係の共有を図ることが必要とされています。

(4) 公共施設・都市基盤ストックの更新

各地方公共団体において公共施設等の老朽化対策が課題となっており、更新等を計画的に行い最適な配置を実現することが必要となっていることから、国は、地方公共団体に対して平成26年4月22日付で公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請を行うとともに、同日付で「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示しました。

これに伴い、本市においても平成28年度に武蔵村山市公共施設等総合管理計画（全体計画）（計画期間 平成29年度～令和28年度）、武蔵村山市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）（計画期間 平成29年度～令和8年度）を策定し、現在推進しています。

建築物の長寿命化を図ることは、資源の節約につながるものであり、また、新築・改築時に、壁・窓の断熱化や再生可能エネルギー設備を導入することで、CO₂排出量の削減につながります。そのような視点から見ると、建築物が地球温暖化にもたらす影響は大きいと考えられるため、環境に配慮した計画的な更新が求められます。

建設廃棄物の排出量は、平成29年度実績では、平成20年度より約4.5%減少していますが、再資源化・縮減率は、平成30年度速報値では、平成24年度と同様の90%で横ばいとなっています。

今後、社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、これまでの高い水準での再資源化・縮減率の維持や発生量の増加への対応が必要とされています。

(5) アスベスト対策

近年、老朽化に伴う施設の更新が多く見られますが、その老朽化した建物を取り壊す際に、施設で使用されていた建築資材に含まれるアスベストの除去に関する取扱い方法等が問題視されています。

大気汚染防止法では、アスベスト含有建築資材（以下「アスベスト含有建材」といいます。）を3段階のレベルに分け、レベル1及び2に相当するアスベスト含有建材について、それぞれ建築物又は工作物（以下「建築物等」といいます。）の取り壊し又は修繕（以下「取り壊し等」といいます。）の際、事前に区市又は都道府県の職員による立ち入り検査を実施していましたが、令和元年改正により、全てのアスベスト含有建材の除去に際して規制が強化され、令和3年度及び令和4年度の2段階で施行される予定です。

(6) SDGsに基づいた取組

地球環境や経済活動等の様々な事項に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成27年9月に、国連総会においてSDGsが全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

本市でも各施策において、SDGsの達成に向けて取り組んでいく必要があります。

SDGs (Sustainable Development Goals)
(持続可能な開発目標) とは



SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。この指針は国連のSDGsサミットの開催ごとに改訂を行っています。

この指針の改訂版(令和元年12月20日)において、国が目指すビジョンとして「すべての人々が恐怖や欠乏から解放され、尊厳をもって生きる自由を確保し、レジリエンス、多様性と寛容性を備え、環境に配慮し、豊かで活力があり、格差が固定化しない、誰一人取り残さない2030年の社会を目指す。」が掲げられ、日本が特に注力すべきものとして、以下の8つの優先課題が提示されています。

【8つの優先課題】

①あらゆる人々の活躍の推進

②健康・長寿の達成

③成長市場の創出、地域活性化、
科学技術イノベーション

④持続可能で強靱な国土と
質の高いインフラの整備

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、
循環型社会

⑥生物多様性、森林、海洋等の
環境の保全

⑦平和と安全・安心社会の実現

⑧SDGs実施推進の体制と手段

また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画へのSDGsの要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を活用した持続可能な社会の形成などが示されています。

「SDGs実施指針改定版」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定 令和元年12月20日一部改訂)より抜粋

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

第五次長期総合計画（基本構想）で本市の新たな課題として位置付けた「SDGsの達成に向けた取組」に対応するために、基本計画では、SDGsの17のゴールのアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16. 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		・カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

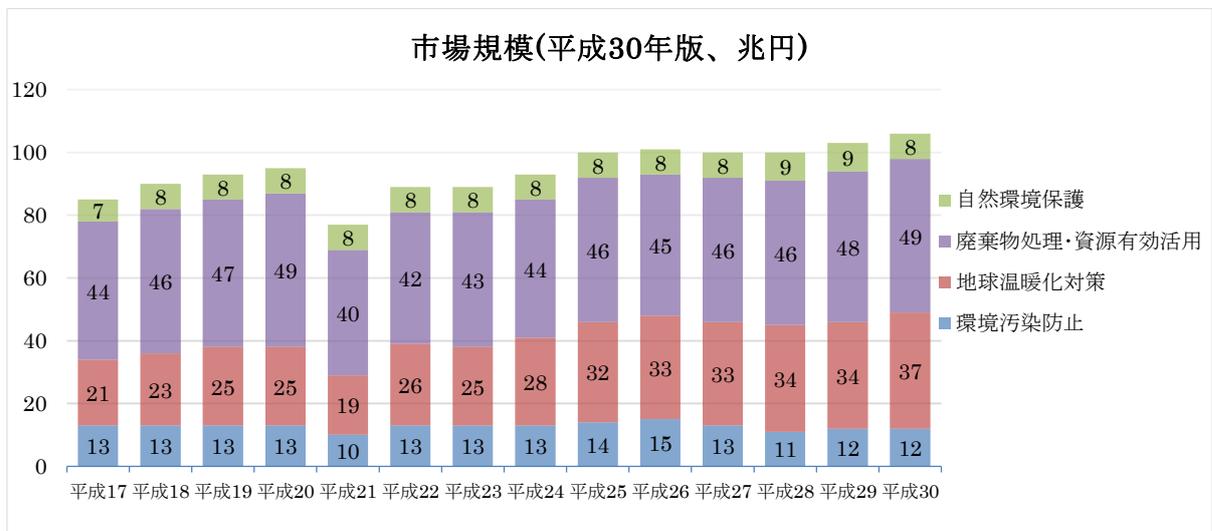
SDGsは、この17のゴールの他に、169のターゲットを定めています。

(7) 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

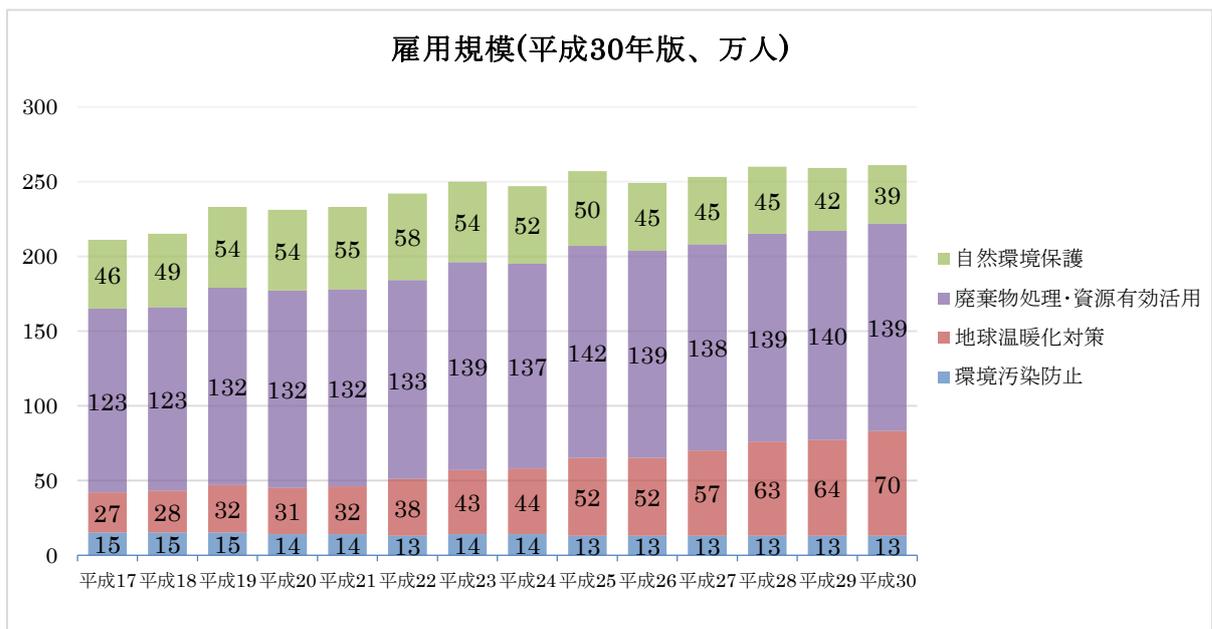
経済面ではグローバル化の進展に伴い、企業の国内生産拠点を海外へ移転させたり、集約化する動きが進んでいましたが、円安等による国内回帰も進んでいます。

環境省の推計によると、地球温暖化対策や資源有効活用分野といった環境産業の市場規模はリーマンショックを受けて平成21年に縮小しましたが、平成22年は景気の様子を受け再び増加に転じ、平成25年、市場規模約100兆円（前年比約7.5%増）、雇用規模約255万人（前年比約2.3%増）と増加傾向となっています。

平成26年以降は、市場規模ともにほぼ横ばいとなっています。



出典：環境省ホームページ（環境経済情報ポータルサイト）



出典：環境省ホームページ（環境経済情報ポータルサイト）

(8) 生物多様性の危機と都市における「みどり」の役割の多様化

ア 生物多様性の危機

地球規模で生物多様性を構成する主要要素（遺伝子、種、生態系）の損失が続いていると報告されています（「地球規模生物多様性概況第3版」（平成22年生物多様性条約事務局公表））。日本国内においても、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系の損失は大きいと報告されており（「生物多様性総合評価」（平成22年公表））、生物多様性の保全と、生態系の持続可能な利用に向けた一層の取組が必要です。

イ 都市におけるみどりの重要性の高まり

都市のみどりは、従来の緑地としての役割に加え、ヒートアイランド現象によって生じる夏季の局地的な気温の上昇に対する緩和作用や二酸化炭素の吸収効果があります。

生物多様性の確保や、自然とのふれあいの場の創出など、都市環境におけるみどりに求められている機能は多様化し、重要性が高まっています。

また、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

(9) 市民・事業者の参画の高まり

ア 市民や事業者の役割の拡大、地域全体での環境保全へ

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域全体で環境を保全していくことが求められています。また、公共的な領域・分野の管理運営は専ら行政が担うものとされてきましたが、公共的な領域が拡大、多様化するなかで新しい公共の考え方のもと、市・市民・事業者・NPOなど多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、協働して管理運営する事例が増えています。

環境関連では、エネルギーという視点から、新たな事業者・NPOが積極的にまちづくりに参画する様子も見受けられ、市民・事業者の役割が拡大しています。

東日本大震災以降、防災の観点から地域のコミュニティ活動の重要性が再評価されつつあり、これまで地域社会とつながりが少なかった市民の意識が変化し、地域活動や社会貢献への関心が高まりつつあります。

イ 学校や地域等における環境教育の充実

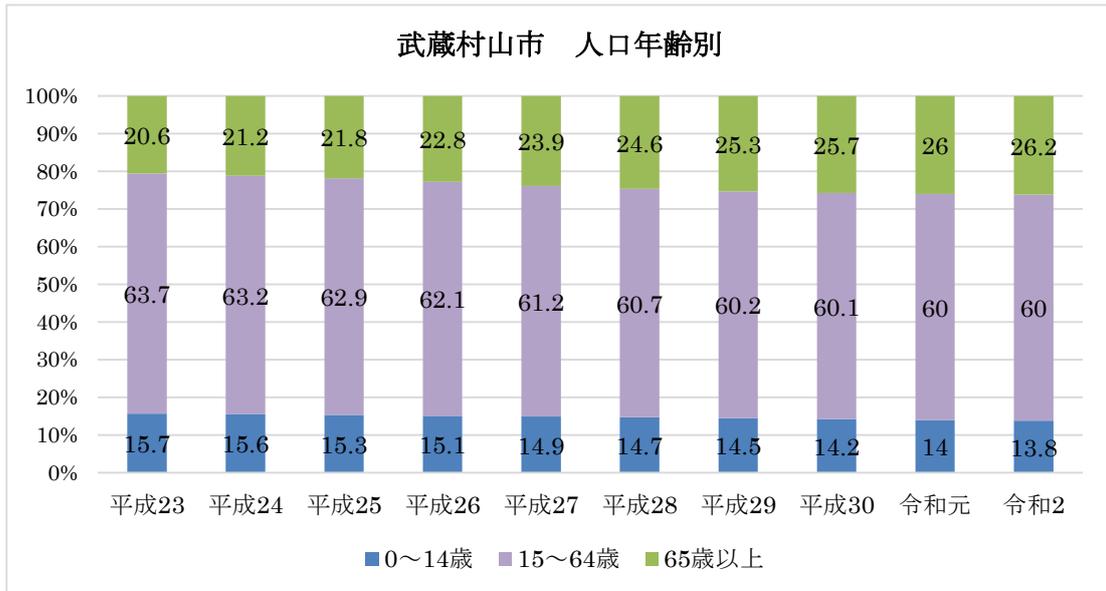
平成29年に小学校と中学校の学習指導要領が、平成30年には高等学校の学習指導要領が見直され、これらに社会に開かれた教育課程を重視することが盛り込まれました。さらに、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践の人材づくりを規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」といいます。）が平成23年に施行されています。

「環境教育等促進法」では、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。

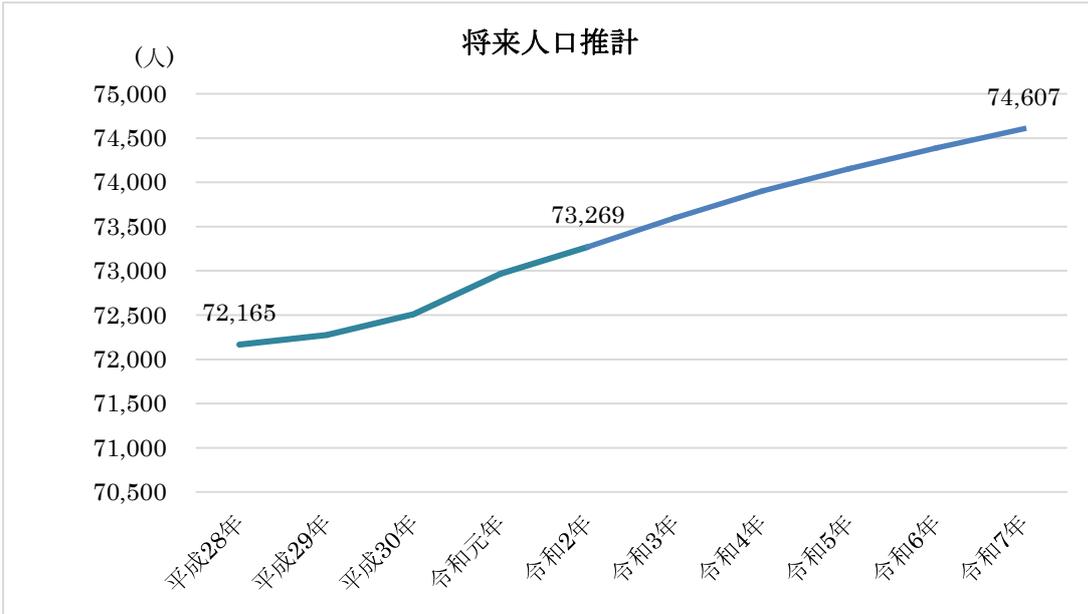
2 武蔵村山市の概要

(1) 将来人口

人口減少社会への突入が危惧される昨今ですが、本市の、令和2年1月1日の人口は、約72,000人と平成25年以降ほぼ横ばいの状況となっています。
 なお、令和7年の将来人口推計値は、75,000人となっています。



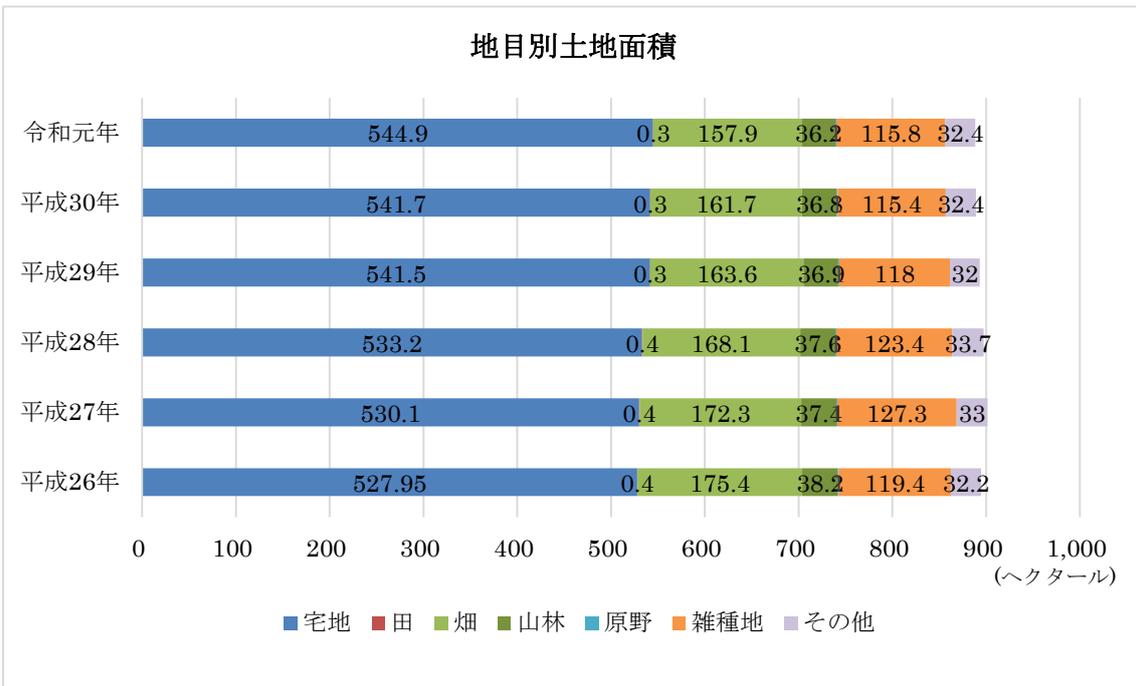
出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和2年1月1日現在）



出典：武蔵村山市第二期 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 土地利用

宅地は全体の6割を占め、増加傾向となっています。一方、畑、山林は減少傾向にあります。

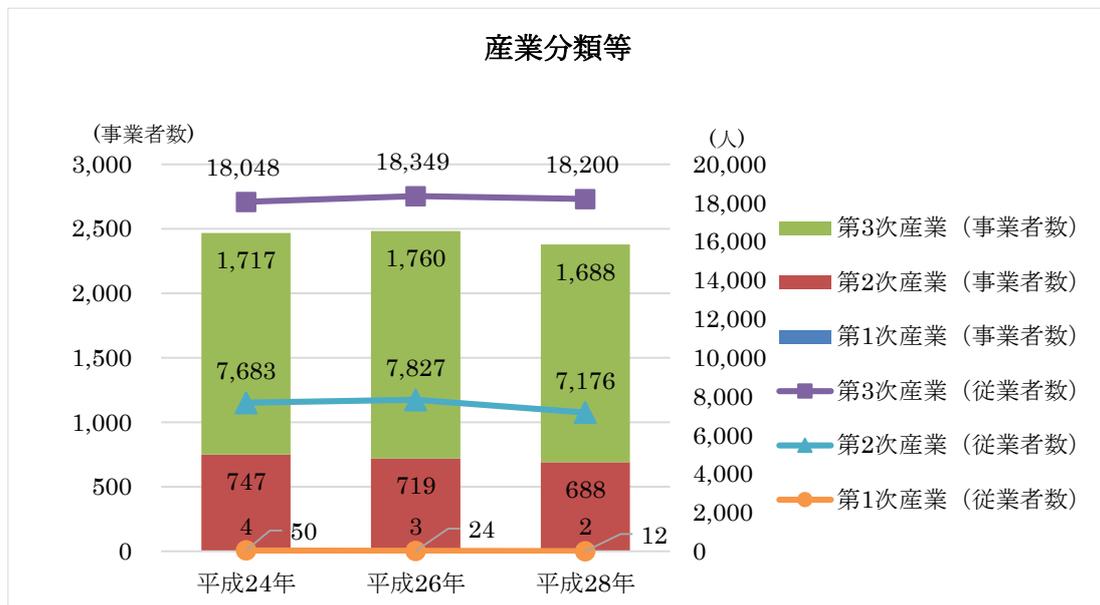


出典：東京都の統計

(3) 産業構造

第3次産業が最も多く、全体の7割を占めています。

また、製造品出荷額、経営耕地面積は年々減少しています。



出典： 東京都の統計

資料： 総務省統計局 「平成24年経済センサス-活動調査」

「平成26年経済センサス-基礎調査」

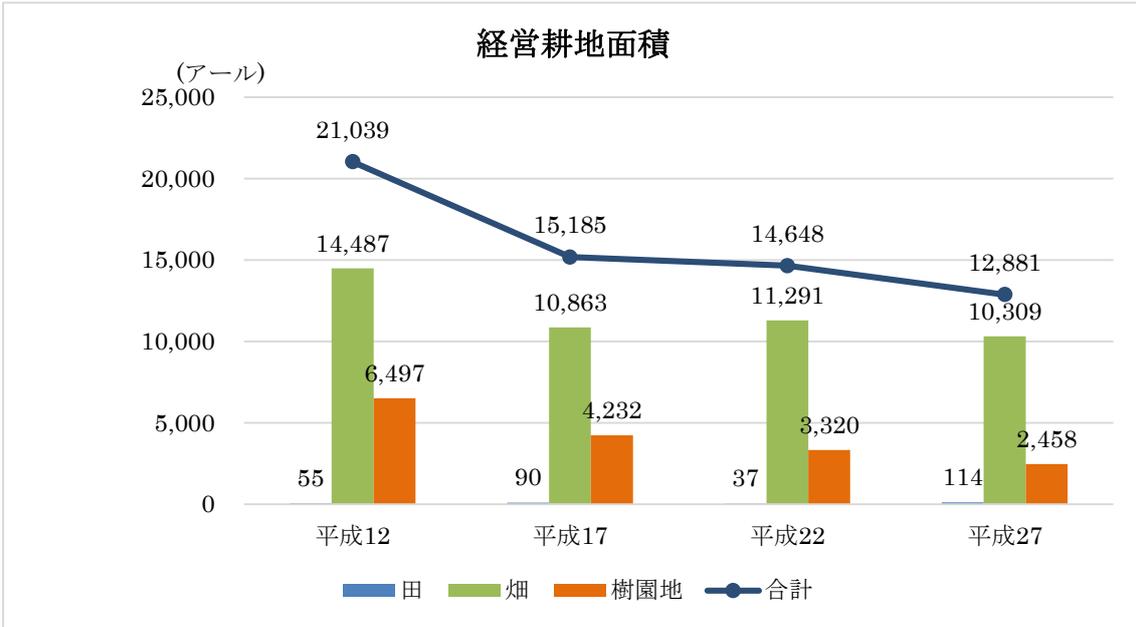


出典： 東京都の統計

資料： 総務省統計局 「平成24年経済センサス-活動調査」

「平成26年経済センサス-基礎調査」

※平成27年は、経済センサス-活動調査の実施に伴い中止。



出典：武蔵村山市第三次農業振興計画
資料：2015年農林業センサス

3 市民意識

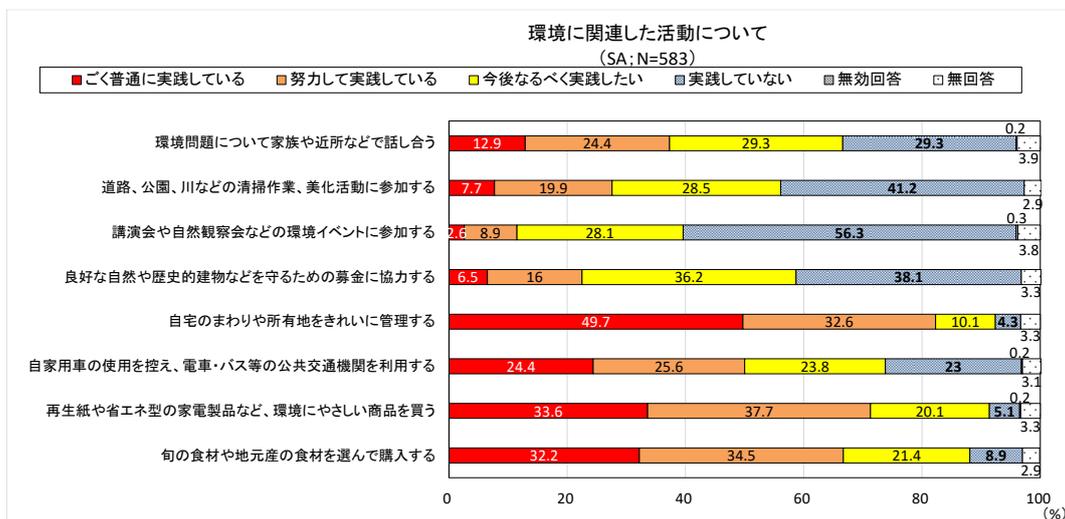
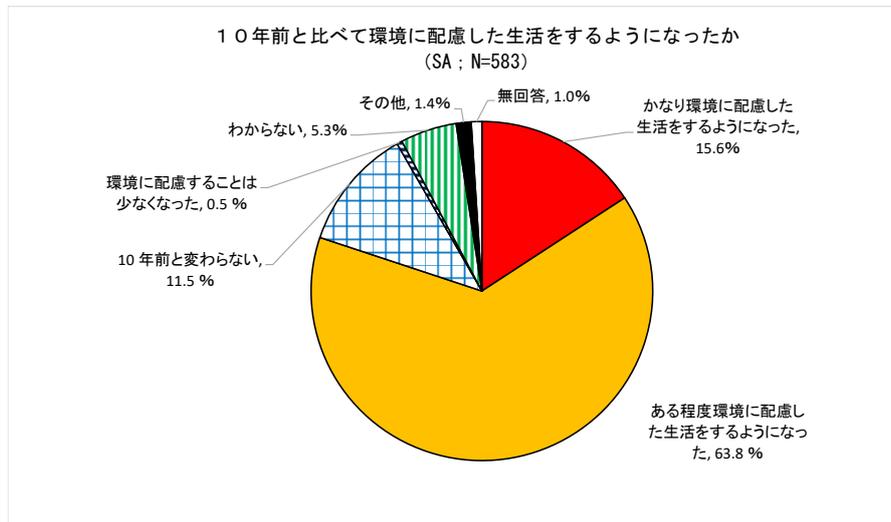
平成26年度に「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」を2,000人の市民及び200事業者を対象として実施しました。特徴的な結果を以下に示します。

(1) 関心のある環境問題

平成16年度時のアンケート結果と比べると、市民・事業者とも「地球温暖化による気象の異変や砂漠化」、「資源・エネルギーの浪費や枯渇」への関心が高まっています。

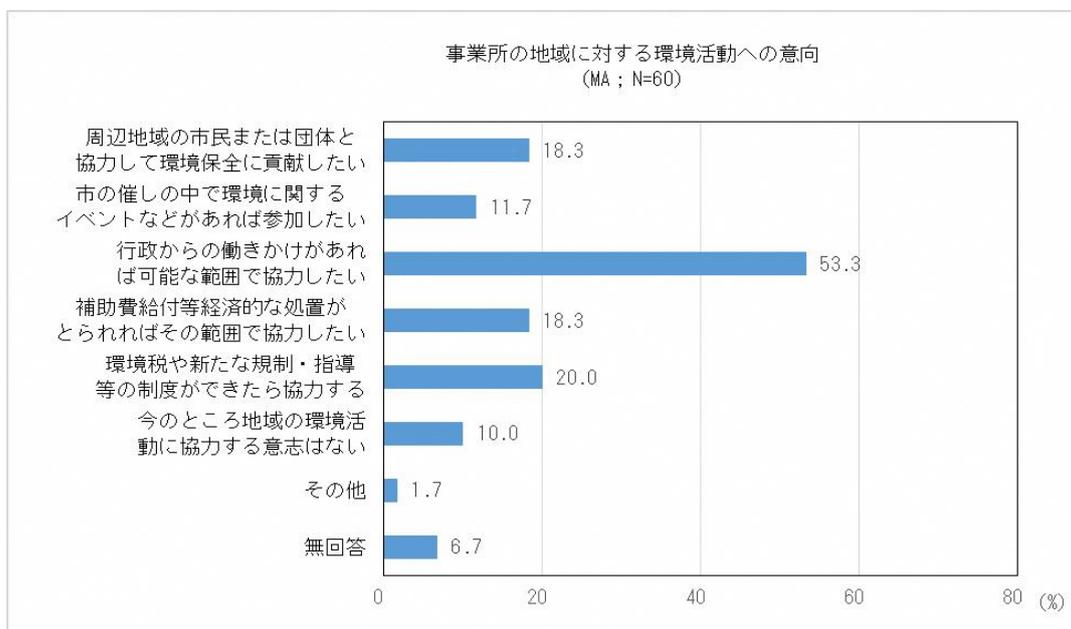
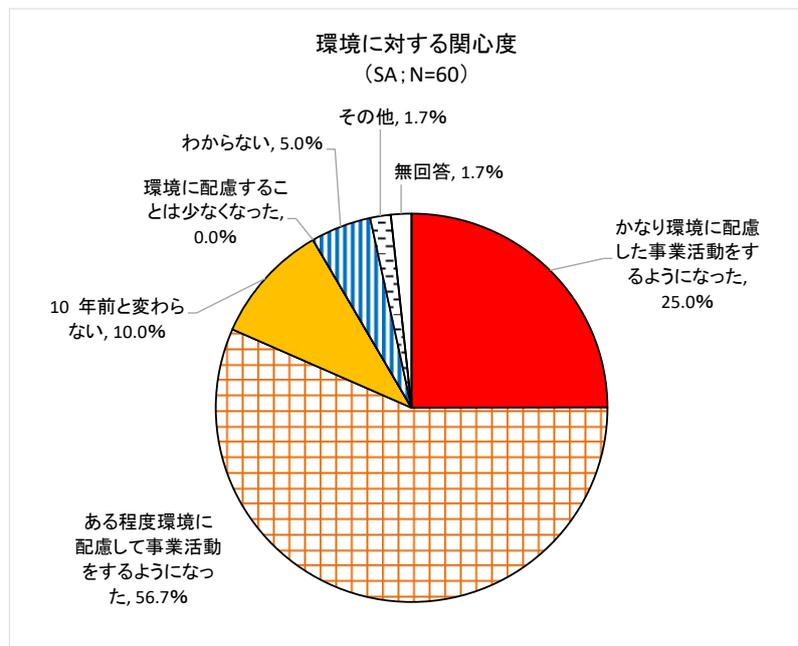
(2) 市民の環境に関する取組状況

10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している状況が分かりました。一方で、身近な環境の行動から一步進んだ地域の取組への参加などはまだ浸透していないことが課題として浮き彫りになりました。



(3) 事業活動の環境配慮状況及び地域活動に関する関心

事業者では、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で地域に対する環境活動へ協力したい」という声が全体の53.3%を占めています。具体的には、「地域のまちづくり活動の支援」、「地域の美化・清掃活動」への協力が最も多い結果となっています。



4 策定に当たっての視点

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下の視点が求められています。

(1) 計画を取り巻く社会潮流の反映（低炭素まちづくり、生物多様性等）

法体系の整備や社会情勢等から、低炭素まちづくり、生物多様性、気候変動への対応等について、考慮する必要があります。

低炭素まちづくりに関連する地球温暖化やエネルギーについては、市民・事業者の関心も高まっています。一方で、エネルギーに関する技術の進展や社会情勢の変化が目まぐるしいことから、情報を見極めるとともに柔軟な対応が求められます。

低炭素まちづくりについては、緩和策とともに、適応策に関する取組の検討も課題となり、基礎自治体として、まずは地域情報の収集、情報提供が課題と考えられます。

生物多様性については、保全の視点に加え、生態系サービス等活用の視点も重要です。特に、本市の狭山丘陵や住宅街の緑地や農地は、市民が本市の魅力として感じている環境要素でもあり、積極的に保全していく必要があります。加えて、外来種などの課題も深刻となっており、都や周辺市町と連携を図りながら、対策を行っていくことが重要です。

また、生息環境の確保やヒートアイランドの視点からも、都や周辺市町と連携を図り、残堀川、空堀川の水量確保の対策を行い、水辺の保全・水循環の創出を行っていくことが重要です。

(2) 市民ニーズを考慮した施策、分かりやすい施策の検討

現状の本市の環境等について「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」を2,000人の市民及び200事業者を対象に実施し、得られた結果を施策の検討に反映して行くことが重要です。

具体的には、10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している一方で、地域の取組への参画などはまだ浸透していないことが課題であり、効果的な情報提供の仕組みの検討も求められています。

(3) 利便性との両立

市民が本市の魅力として感じている狭山丘陵をはじめとした「自然豊か」という点を次世代に引き継ぐための取組を進めるとともに、「自然と利便性との両立」や「子どもや高齢者、人々のつながり、活気のあるまち」が本計画ではキーワードとなると考えられます。また、本市において箱根ヶ崎までのモノレールの延伸は悲願であり、今後も実現に向け着実に一歩ずつ取り組んでいくことが望まれます。

モノレール延伸の実現を見据えながら、本計画においては、利便性と環境の両立を行い、新青梅街道沿いの環境まちづくりを進めていくことが重要です。

(4) 多様な主体による取組の推進

持続可能な社会の実現は、市単独で進めることは難しいため、市民・地域活動団体・企業等がそれぞれの強みを活かし、より一層、協働して取組を進めていくことが求められます。

現在、地域での環境に関する取組を進めている事業者は少ないのが実状ですが、一定の意向を示していることから、関心のある事業者へ情報を届け、巻き込んでいくことも重要です。さらに、市民・事業者独自の取組が行われていることも推測されることから、取組を把握し、その取組の支援（表彰、PR等）も考慮する必要があります。

また、地球環境等の総合的な取組が必要な分野については、国や都と連携を図る必要があります。

(5) 計画の進捗管理について

改訂後の計画期間が5年間となりますが、環境を取り巻く社会情勢の変化や技術の進展は目まぐるしいこと、また、「みどりの基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画もあることから、柔軟に対応が可能となるよう本計画では大きな方針について策定を行い、関連計画等で具体的な項目について定めることが重要です。

さらに、進捗管理状況を市民に分かりやすく伝えるために、シンプルな施策体系、進捗目標としていくことが必要です。